

# あいち県民教育研究所（あいち民研）緊急声明

あいち民研運営委員会は奈良教育大学小学校をめぐる問題を直視し、緊急声明とこの問題の理解を深めるために折出会員の寄稿を2024年2月6日発行の「あいち民研通信第201号」に掲載しました。

あいち民研ホームページでもその内容を公開します。

多くの方々にこの問題についてお知らせください（拡散可）。

あいち民研事務局

office@aichi-minken.sakura.ne.jp

http://aichi-minken.sakura.ne.jp/

2024年2月6日

## 奈良教育大学附属小学校をめぐる問題についての緊急声明

あいち県民教育研究所運営委員会

奈良教育大学附属小学校が進めてきた「みんなのねがいで作る学校」づくりの実践が学習指導要領「違反」などといういわれのない攻撃を受けています。

学習指導要領はあくまで「大綱的基準」で、最終的な教育課程の編成権は各学校にあります。この間の同大学、奈良県教育委員会の動き、一部マスコミの報道はこの大原則をないがしろにしようとするものではないかと、私たちは深く憂慮しています。公立小学校への異動で教員に責任をとらせるやり方ではなく、より一層子ども側の側にたって、同附属小学校で「みんなのねがい」に応える教育実践が引き続き行われることを強く願います。



あいち民研サイト

http://aichi-minken.sakura.ne.jp/

## 【 寄 稿 】

# 奈良教育大学附属小学校における教育課程「問題」攻撃の根底にあること — 附属学校の自主性と使命・役割とは何か —

所員 折出 健二（愛知教育大学名誉教授）

## 1 事態の発端と奈良教育大学附小のおかれた状況

### (1) 今起きている「奈教附小問題」とは何か

奈良教育大学附属小学校（以下、奈教附小と略記）で行われてきた教育課程に「問題がある」「不適切な点がある」ことが新年になってメディアに登場し、同大学のサイトでは、学長と附属小学校長の「お詫び」が掲載された（いずれも2024年1月17日付）。以下、抜粋する。

「令和5年5月、奈良教育大学附属小学校において、教育課程の実施等に関し法令違反を含む不適切な事案がある旨、奈良県教育委員会から連絡があり、奈良国立大学機構理事長の指示のもと調査委員会を設置しました。・ ・ ・」

（学長） \*奈良教育大学HPより

「(前略) 今後は、法令遵守を心掛けることを大前提とする中で、職員一丸となって地域のモデルとなるような研究を進める優れた小学校をめざし、一から努力を重ね皆様の信頼を取り戻す所存です」(校長) \*奈教附小HPより

### (2) どういう組織状況でそれが浮上したか

同大学は、法人化後は国立大学法人奈良教育大学であったが、2022年から国立大学法人奈良女子大学と合同して奈良国立大学機構の管轄下となった。この大学機構が経営体となって奈良教育大学も運営している。現状のシステムでは、国から運営費交付金が同機構に

交付され、その中から両大学・附属研究施設・附属校の教職員の人件費を出している。したがって、奈教附小の教職員は、法人職員であり、その管轄権は同機構の理事会にある。奈教附小の教育課程問題が表沙汰になる背景要因は以下の通りである。

1つは、国が、国立大学に教職課程として認定するに当たり、都道府県・市の教育委員会との連携を求めてきたこと（後述を参照）。この流れで、附属学校の校長は、従来の教授兼務から、県教委から推薦のあった者の採用へと変わってきた。奈教附小でも、2021年度から公立から着任した校長が最高管理職の任に就いている（21、22年度は県教委推薦による常勤校長、23年度から、元中学校教員の現校長）。

2つめに、奈教附小は長年にわたって、職員会議においては教員の討議を経て合意形成を図ることを大事にしてきている。このことは、同校の教職員が単独で組合を組織していることとも関連がある。校長からすると、最高管理者である自分の意見や意向が職員会議で思うようには受け入れられない。このことは、小学校長の下記の「お詫び」文面（前述）にはっきりと現れている。

「校長として4月に赴任し、毛筆指導、道徳、外国語などが不十分であることや、職員会議の決定権が強く校長の権限を制約していることなどに疑問を感じました。その改善に向けて職員会議に提案や指示をすることで本来の姿を取り戻したいと努力しましたが、私自身

の力不足によりその改善を図ることは出来ず、今回このようなことになってしまいました」 \*前掲 奈教附小HPより

3つめに、上記の両大学法人機構からすると、管轄下の附属学校で何らかの「不祥事」が表沙汰になることは、文科省への即時報告と共に、定期的な大学評価にかかわる自己点検等の結果報告にも入れることになり、運営費交付金の交付に影響が出る可能性が大いにある。その一方で、大学機構が教員養成の教育課程や同附属校の教育活動の理念や教師たちの実践研究等を詳細に知っているわけではなく、機構の理事会で本件が報告されれば、理事からは即座に、「なぜ、法令違反をこれまで許してきたのか」と奈良教育大学長にきびしい視線が向けられるのは想像できる。

### (3) 対応に工夫はできなかったか

上記に引用した学長の「お詫び」では、奈良県教委から「連絡」があり、機構理事長の「指示」で調査に入った、とある。

国立大学法人奈良国立大学機構のHPによると、機構理事長は榊裕之氏である。この方は、東京大学工学部の出身で、半導体分野の専門家であり、日本学士院会員・文化功労者である。これほどの高い見識を持つ方であるから、県教委の「連絡」を鵜呑みにしないで、調査に当たらせてたのであろう。だが、それだけではなく、自分の管轄下でおきた「不祥事」の疑いでしかも奈良県下では有名な附属小学校の事案であるから、みずから、同校の教務責任者などの現場人の話を聴き、調査結果も受けて、そのうえで機構としての判断をおこない、文科に必要な報告をする、という筋道の通った対応をされるべきではなかったか。

いずれにしても、この「法令遵守」を踏み外したと報道されている「不祥事」事案のスムーズな解決を図らないと、運営費交付金を含めた同機構への国の補助にひびくという懸念が経営側には発生する。例えば、自主的な

プロジェクトでの国の補助を申請する場合など。

こうした、諸要素がからみあったプレッシャーが、いま、奈教附小の教職員にのしかかっている。それは威圧であり、日々子どもと向き合っている教師にとっては外部から加えられている「暴力」とさえ感じられる。しかも、前記調査の期間中は教員たちの深夜作業が続いた。

## 2 「令和の日本型学校教育」の中教審答申の路線との関わりで

### (1) 中教審答申のポイント

中教審は、2022年12月に『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」をまとめ、公表した。

この中で、教員養成を担う学部教育と教育委員会との連携、さらに管理職としての校長の資質能力の明確化などが打ち出された。国立大の教育系学部附属学校としては、学部における教職課程の認定と関わって、同附属学校を含めた教育委員会との連携（人事交流や学習指導要領通りの実践など）が重要視される流れが作られてきた。

あいち民研ML上で会員の鎌倉博さん（元和光小学校長）が指摘したように、大学の教職課程認定と教育委員会との連携がセットになって、教員養成カリキュラムの点検がはじまった。また、この仕組みに則って、附属学校長は従来の大学教授の兼務から公立校の教員の（県教委による推薦人事を介した）管理職登用へと変えられた。このことは後で詳しく論述する。

### (2) メディアによる「奈教附小問題」の裏にある中教審路線を支持する狙い

『産経新聞』2024年1月19日付「主張」は、以下のように、奈教附小を「偏向指導」と決めつけて批判した。「悪しき体質」などの言辞のトーンは、同校への攻撃に近い。

「奈良教育大によると、同付属小では道徳の授業をほとんど実施せず、音楽で全学年に義務付けられている国歌の指導も6年生以外は行っていなかった。国語も3年生から必修となる毛筆の書写（習字）を授業で行わないなど大半の教科で指導不足や履修漏れが確認された。（中略）

12年に学校教育法施行規則が改正され、職員会議は校長の補助機関と明確に規定された。しかし、同付属小では他の公立校のように他校や教育委員会との人事交流がなく、校長も令和2年度までは大学教授が兼務していたため、悪（あ）しき体質が残っていたようだ。昨年4月に外部から着任した校長が改善に乗り出し、ようやく今回の問題が発覚したという。

他の国立大付属校でも人事交流が少なく、閉鎖的になりがちだ。指導の工夫などに名を借り、学習指導要領に反する授業が行われていないか。文科省は早急に調査し、結果を公表すべきだ。人事交流も積極的に進めてもらいたい。

今回なおざりにされた国歌や毛筆などの指導は、子供たちに日本人としての自覚や誇りを抱かせ、主体的に生きる力を育む上で極めて重要だ。

「偏向的な指導は教育現場から一掃すべきである」

(URL=<https://www.sankei.com/article/20240119-JSNEYSUNSRLLPPNFPZZCHT7FDIA/>)

この論旨を見れば、奈教附小への攻撃が何を物語るかがよくわかる。

①道徳科や国歌・君が代の指導ならびに毛筆書写指導が「指導不足」「履修漏れ」であ

ると教育課程を取り上げ、②かといって教育課程はどうあるべきかには踏み込まず、校長の補助機関となった職員会議がそのように機能していないという学校運営問題にすり替え、③これは公立校のような人事交流がないことから来ている、④これらは「日本人としての自覚や誇り」を持たせる教育としては欠陥があるので国として改めるべきだ。

この構図こそ、まさに「令和の日本型学校教育」そのものである。奈教附小問題は、単にカリキュラム云々よりは、先の中教審路線、すなわち国が画策する初等から高等に至る教育体系を国家方針の下に一律に統制することから逸脱することへの、いわば見せしめ的な攻撃と介入の象徴なのである。

### 3 附属学校の存在とその「課題」とは何か

#### (1) 附属学校の目的と使命・役割

国の方針として、附属学校の目的と使命・役割等は公式に以下のように確認されている。

#### ○設置目的

附属する国立大学、学部における児童、生徒、幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、当該国立大学、学部の計画に従い、学生の教育実習の実施に当たる。

#### ○法令上の位置付け

国立大学法人法第23条（平成16年4月1日施行） 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園又は専修学校を附属させて設置することができる。

大学設置基準第39条（昭和31年10月22日文部省令第28号） 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設と

して、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする（後略）。

#### ○使命・役割

【実験的・先導的な学校教育】 実験的・先導的な教育課題への取組。地域における指導的・モデル的な学校としての取組。

【教育実習の実施】 大学・学部の教育実習計画に基づく教育実習の実施。教員を目指す学生に対し、体験的な実習を実施。

【大学・学部における教育に関する研究への協力】 現代的教育課題（特別支援、いじめ、不登校など）に対応した教員養成の在り方に関する研究への協力。

（2016年12月5日付の国立教育養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議資料より）

この文書からもわかるように、附属学校は、①児童生徒の教育に関して学部の研究に協力する教育機関であること、②大学設置基準によって設置されるもので、設置主体は該当の国立大学法人である（奈教附小の場合は、前述の法人機構）。そのうえで、「使命・役割」としてあげられる3項目は、附属学校の教職員が担う教育と研究内容の要である。

このようにみえてくると、奈教附小の教職員が共同して学部とも協力しながら探求してきた教育活動は大学設置基準に沿ってその主旨通りに行われていることがわかる。

奈良県教育委員会は、設置主体の法人機構とは別の行政機関であり、その法人の管轄下で上記の「使命・役割」をもって活動する附属学校に、行政上の助言・指導といえども、本来、関与できない。本件のように、公立校の教員が奈教附小の校長として採用され就任した場合、その校長は、上記の公的責務を担う奈教附小の管理職として職務を果たすべきであり、もし県教委の意向を反映させてそれをもって奈教附小側に「改善」を求めることは、行政上の相互の機関の自立性を考えれば

適切とは言えない。

むしろ、奈良教育大学教育学部の研究者との共同の中で、今回の事案の検証を行ない、改善の在り方を示して、保護者にも納得の得られる形で解決されることが望ましい。

#### (2) 附属学校の組織運営に対する改善の指摘

ところが、一方でその附属学校の役割が大きく変えられる動きが作られてきた。国立大学法人の第二期中期目標・中期計画の策定に関わって、2009年4月の国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討のための有識者会議は「国立大学附属学校の新たな活用方策等について」という「検討 とりまとめ」を作成した。

その中で、「附属学校の組織運営上の課題」として、大学・学部の教授が相当量の授業等を担当しながら校長の校務を行う場合が多く、「附属学校長としてのリーダーシップが発揮できず、大学・学部と一体となった学校運営が十分なされていない状況」をあげている。さらに、附属学校の教員と地域の公立学校との人事交流によるものが多いにもかかわらず、「大半の附属学校では地域の教育委員会等との日常的な関わりが総じて乏しい傾向」にあると指摘している。

同文書は、「附属学校の存在意義（役割）の明確化」として、「①国立大学の附属学校である特性を活かし、（略）公立学校で実施するものとは異なる先導的・実験的な取組を中長期的視点から実施し、関連する調査研究を推進する『拠点校』」となること、「②地域の教育界との連携協力の下に地域の教育の『モデル校』」となることをあげている。

そのうえで、「地域に開かれた運営体制」の筆頭に「附属学校に地域運営協議会（仮称）の設置」をあげ、「都道府県教育委員会関係者等を構成員に加え、附属学校の運営に地域の教育委員会のニーズを反映させる仕組みを構築するとともに、可能な限り、大学・学部

内に都道府県教育委員会をはじめとした地域との連携担当窓口を設置することが望ましい」としている。文部科学省はこの「とりまとめ」を参考にして、附属学校の改善と活用の方策を示すように各国立大学に要請した。こうして「とりまとめ」が起点となって、附属学校長を教授が兼務するやり方を改めて、公立校から校長として採用する方式に転換してきた。奈教附小問題は、こうした経緯の上に発生した。なお、上記の有識者会議の中に、当時の柳澤保徳奈良教育大学長も入っていた。

#### 4 結び

紙幅の制約もあるので、本稿はこの辺までとして、今後の本件をめぐる動きは、必要に応じて「あいち民研メーリングリスト」に発信していく。

終わりに再確認したいことは、前項「3」で述べたような附属学校と教育委員会との「連携」、教育委員会の「ニーズを反映させる」動きが強まろうとも、奈教附小がこれまで探求してきた学校づくり、授業づくり、そして子どもの発達保障のための活動づくりには、基本的には何ら改めるべき点はないことである。これは、同校編著『みんなのねがいをつくる学校』（クリエイツかもがわ、2021年。解説 川地亜弥子神戸大学准教授）に詳しく述べられていることで立証できる。

現に、本稿執筆時点で、同校HPには、同書タイトルと同じコトバが大きく掲げられている。

仮に、もし、その同校の教育理念まで県教委の「ニーズ」から見てふさわしくないとして変更を迫るようであるならば、これは明らかな越権的行為である。同校を管轄下に置く同法人機構の理事の方がたにはその点はしっ

かりと峻別していただきたい。

今回の事態を、学長みずから「法令違反」とまで記して公式に「詫げる」とは、学問研究に従事する者としての見識が問われる。なぜなら、学習指導要領のもろもろの記述は、まさに「基準」であって、児童の発達の状況や地域の状況によって教育課程の実施主体である学校がこれを受けとめて編成し実施するのが法の定めだからである。奈教附小は公立校と同じような児童の実態になるように完全抽選制をとってきた。多様な発達課題の子どもたちに個性に応じながらも普通教育としての実質を確保できる教育課程を編成する努力を重ねている。このように一人ひとりの発達保障に誠意を注いできた附小の教職員の努力と教育理念を少しでも理解できていれば、安易に「法令違反」などとは言わない（言えない）。学習指導要領の大綱化の流れこそ、今日的な課題なのである。盛山文科相もそれを認める発言をしている（『教育新聞』2023年12月31日付インタビュー）。

あたかも奈教附小の教員たちが「違法な」教育活動をしてきたかのように喧伝するやり方は、特定の「偏向」教育批判を行なうメディアの常套手段であるが、これを世論がはね返していく必要がある。本件の事案には、単に奈教附小だけにとどまらない大仕掛けの学校統制への動きが潜んでいることを指摘して本稿を締めることとする。

#### 【付記】

引用した『産経』記事は「付属小」としているが、法令上の正しい表記は「附属小」である。「附」には、「つく」と共に「託する」の意味があり、教育学部での研究成果を子どもたちの教育内容・方法に生かすことを託して設けられた教育機関、それが附属学校である。